

障害者控除対象者認定申請のご案内

寝たきりまたは認知症により、日常生活に支障のある65歳以上の方は、障害者手帳の交付を受けた方に準ずるものとして、福祉事務所の認定が受けられます。

納税者本人、または被扶養者がこの認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

○対象者

65歳以上であり、要介護認定を受けている方(※1)、身体または認知症の状態が区で定めた基準に該当する方(※2)

※1 認定書の交付は、要介護認定の有効期間内です。要介護認定を受けていない方は、下記【受付窓口】にご相談ください。対象の方の要介護認定が切れて更新していない場合は、有効期間内までが控除対象期間となります。

※2 申請後、新宿区が確認します。

○申請者

対象者本人、またはご家族が申請できます。申請の際には、身分証明書を持参してください。(代理人が申請する場合は、本人または家族の委任状が必要です。)

○申請方法

	必 要 書 類
窓 口	- 申請書 区役所にあります。※ - 申請者の身分証明書 - 対象者の介護保険証(コピー可)
郵 送	- 申請書 区役所にあります。郵送で取り寄せることもできます。※ - 申請者の身分証明書のコピー - 対象者の介護保険証のコピー

※申請書は新宿区のホームページからもダウンロードできます。

○認定書の交付

認定が決定された後、郵送で交付します。

○注意事項

- 要介護認定を受けている方は、要介護認定調査結果により障害の程度を判断します。
申請時に、要介護認定等の情報開示についての同意が必要になります。
- 他自治体からの転入等、新宿区に要介護認定情報がない場合は、別途手続きが必要です。
- 後見人の方が申請する場合は、登記事項証明書の提示が必要です。
- 要介護認定を受けていない方は、下記【受付窓口】にご相談ください。

【受付窓口】 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
新宿区 福祉部高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係
Tel 03-5273-4593(第一係)
Tel 03-5273-4254(第二係)
Fax 03-5272-0352

障害者控除対象者認定基準

- 1 要介護認定調査の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)・認知症高齢者の日常生活自立度により、以下のとおり認定する。

寝たきりの方	① 寝たきり度が B・C の方	特別障害者
	② 寝たきり度が A の方	障害者
	③ ①、②以外の方	非該当
認知症の方	① 生活自立度がⅢ・Ⅳ・Ⅴの方	特別障害者
	② 生活自立度がⅡの方	障害者
	③ ①、②以外の方	非該当

- 2 要介護認定を受けていない場合は、医師の診断書により認定する。

<参考：日常生活自立度の基準について>

◆障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

- C 1日中床上で過ごし、排泄、食事若しくは着替えにおいて介助を要する者
B 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中も床上での生活が主体であるが、座位を保つことができる者
A 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない者
J 何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する者

◆認知症高齢者の日常生活自立度

- M 著しい精神症状や問題行動若しくは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする者
Ⅳ 日常生活に支障きたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする者
Ⅲ 日常生活に支障きたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする者
Ⅱ 日常生活に支障きたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる者
I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している者